租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		木造密集市街地の改善を進めることが位置づけられている。 さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」の一環として、「地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策」が位置づけられており、2018年度(平成30年度)~2020年度(令和2年度)の3年間で、耐火性能の低い建築物の除却、建替の促進等の取組を進めているところ。
	② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	政策9 防災施策の推進 施策④ 地震対策等の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消する。
		<測定指標> 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成 30 年度末 3,149 ヘクタール)について、令和2年度までに概ね解消することを目指す。【住生活基本計画(平成 28 年3月 18 日閣議決定)、国土強靭化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)】
		※ 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等 における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街 地
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地震時等に著しく危険な密集市街地においては、延焼危険性や避 難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の発生の可 能性又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があ り、生命・財産の安全性の確保が著しく困難であると認められることか ら、同市街地を解消することは、都市の安全性の向上に寄与するもの である。
10 有効性等	① 適用数	【適用実績】 平成 27 年度:34 件 平成 28 年度:31 件 平成 29 年度:42 件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 ※前回評価(平成 28 年)時の適用見込み(7件/年度)に対し、適用実績は大幅に上回っており、適用数が僅少とはなっていない。
		【将来推計】 令和2年度:4件 令和3年度:5件 令和4年度:5件 ※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街 区整備事業から推計。
	②適用額	【適用額】 平成 27 年度: 8,765 百万円 平成 28 年度: 7,180 百万円 平成 29 年度: 3,055 百万円

		※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋
		र कर +# = 3
		【将来推計】
		令和2年度: 63 百万円
		令和3年度: 79 百万円
		令和4年度: 79 百万円
		※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街
		区整備事業から推計。
3	減収額	【減収額】
	:	平成 27 年度: 1,682 百万円
		平成 28 年度: 1,347 百万円
		平成 29 年度: 580 百万円
		【将来推計】
		令和2年度: 12 百万円
		令和3年度: 15 百万円
		令和4年度: 15 百万円
		※自治体へのヒアリングにより、現在具体的に計画されている防災街
		区整備事業から推計。
(4)	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
		保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与す
		るとともに、防災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向
		上に寄与している。
		また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い建
		築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防
		災再開発促進地区内の危険密集市街地の防災性の向上にも寄与し
		ている。
		その結果、地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成 30 年度末
		時点で概ね解消には至っていないものの、その面積は 3,149 ヘクター
		ルとなり、平成 27 年の 4,450 ヘクタールから3割弱が解消され、取組
		は着実に進んでいる。
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立に
		は、保留床の処分が不可欠であるが、本特例により、保留床の処分が
		円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、事業の推進に資する。
		また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃
		建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の
		防災再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。
(6)	税収減を是	地震時等に著しく危険な密集市街地が存する地域では、道路等の
	説する理由	を 整備等と 沿道建築物の 不燃化や 共同建替による 不燃化、 老朽木造建
	・配りの埋田 :等	・
	। ग	(東初の味却等の対象が美施されてあり、催美な進捗が見られるが、で のなかには、公共施設の整備の遅れや権利関係が輻輳している等の
		隘路を抱えている地域も存在する。本特例をはじめとした関連施策に トゥスな、第75章 供事業を推進し、これらの地域のより、展の教徒書
		よって防災街区整備事業を推進し、これらの地域のより一層の整備改
		善が進むことは都市の安全性の向上に資するため、税収減を是認す
		るに足る効果が認められる。

11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	本特例は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、 補助金と比して国庫への負担が少ないことから、政策目的実現のため の手段として適切である。
		_	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 地方公共団	予算上の措置は、施行者に対して防災施設建築物の整備等に要する費用の一部を支援するものである。一方、本特例は、事業の成立に不可欠である保留床の処分の円滑化を図るため、事業参加者の負担を軽減する唯一の措置であることから、明確な役割分担ができている。
		3	体が協力す る相当性	
12	有識者の見解		7	
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			平成28年9月(平成29年度税制改正要望時)【内閣 17】